

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和三年二月十九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年二月十九日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 田 中 勝 也

路線名	さいたま幸手線
供用開始の区間	南埼玉郡宮代町和戸二丁目二四六番一 地先から同郡同町和戸三丁目二三六番 二地先まで (ただし、関係図面に表示する部分に 限る。)
供用開始の期日	令和三年二月十九日
備考	平成二十五年十月二十九日付け埼玉県 杉戸県土整備事務所長告示第十九号で告 示した道路予定区域の一部供用開始であ る。 延長 一七二・四九メートル